

ふじよしだ

第120号

議会だより

<http://gikai.city.fujiyoshida.yamanashi.jp/>



向原下組 道祖神の御神木立て

十二月定例会

議会の動き

富士吉田市一般会計

補正予算等を可決

平成24年12月定例会は、12月5日開会され、17日間の会期を終えて12月21日に閉会しました。

この定例会では、平成24年度一般会計補正予算(第四号)の専決処分報告をはじめ、平成24年度一般会計補正予算(第五号)など補正予算8件、市税条例など条例の一部改正10件、組織機構の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例など条例の制定8件、財産の取得1件、及び富士吉田市教育委員会委員の任命など人事案件2件、合計30件の市長提出議案に加え、市議会委員会条例など条例の一部改正3件、30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書1件、合計4件が議員から提案され、合計34件を、すべて承認、可決、同意しました。

市政に対する一般質問は4人の議員が行いました。

議員合同研修会・

自治講演会

2月12日に山梨県市議会議長会の主催による合同研修会がアピオ甲府で開催されました。

地方公務員共済組合協議会会長、元自治事務次官の松本英昭氏を講師に、「地方自治は創造とチャレンジの時代」と題しての講演があり、また、同日の午後には、山梨県市町村振興協会主催の自治講演会が山梨県自治会館で開催され、東京大学先端科学技術研究センター客員教授で放送大学教授の御厨貴氏を講師に、「日本の政治に展望はあるか」国と地方の役割・進路を踏まえて」と題しての講演がありました。

《編集委員会》

委員長	太田	利政
委員	奥脇	和一
	勝俣	米治
	渡辺	幸寿
	羽田	幸寿
		渡辺
		貞治

● 12月定例会 会期日程							日程	内容
12月5日							12月5日	本会議 (開会) ○ 会期の決定 ○ 議案の提出と説明 ○ 議案の委員会付託 ○ 議案の議決(即決)
13日							13日	本会議 ○ 議案の追加提案・委員会付託 ○ 市政一般質問
17日							17日	総務経済委員会 ○ 付託議案の審査
18日							18日	文教厚生委員会 ○ 付託議案の審査
19日							19日	建設水道委員会 ○ 付託議案の審査
21日							21日	本会議 ○ 各委員長からの報告 ○ 議案の追加提案 ○ 各議案の採決 ○ 富士吉田市教育委員会委員の任命 ○ 富士吉田市固定資産評価審査委員会委員の選任 (閉会)

委員会の審査から

□ 総務経済委員会 □ 文教厚生委員会 □ 建設水道委員会

総務経済委員会

● 審議案件

議案第六十八号

組織機構の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

議案第六十九号

富士吉田市税条例の一部改正について

議案第七十号

富士吉田市国民健康保険税条例の一部改正について

議案第七十一号

富士吉田市債権管理条例の制定について

議案第七十二号

富士吉田市営土地改良事業経費の賦課徴収に関する条例の一部改正について

議案第八十四号

財産の取得について

議案第八十五号

平成24年度富士吉田市一般会計補正予算（第五号）

議案第九十三号

富士吉田市職員退職手当支給条例等の一部改正について

議案第九十四号

平成24年度富士吉田市一般会計補正予算（第六号）

本案は、「組織機構の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例」の制定でありまして、組織機構改革の一環として、都市基盤部と上下水道部を統合するため、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

また、基金の状況等からすれば、値上げも止むを得ないと思われるが、並行して収納対策や歳出の抑制にも積極的に取り組んでほしいとの要望がありました。

本案は、「富士吉田市税条例」の一部改正でありまして、「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律」の施行に伴い、富士吉田市行政手続条例の適用除外範囲を変更するため、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

本案は、「富士吉田市国民健康保険税条例」の一部改正でありまして、国民健康保険事業の健全な運営に資するため、国民健康保険の税率等について、所要

の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査の中で、市税等滞納削減アクションプランに基づいて、収納率のアップに向けて努力してほしいとの要望がありました。

累積滞納額が約9億1千万円ある中で、今回の市税等滞納削減アクションプランは、分母を減らすためのもの、要するに形式上の収納率のアップを目的とするためのものであると考えられることから、滞納分の不納欠損処理のやり方は、納得できるものではなく、しかも、不納欠損の処理については、個人情報保護条例もあり、議会としては調査が及ぶところではないので、執行する側は、法の適切な運用に責任をもつて努めるべきであるとの意見がありました。

本案は、「富士吉田市債権管理条例」の制定であり

まして、債権の管理等に関する一般的基準その他必要な事項を定めることにより、市の債権の管理等の適正を期するため、所要の規定を整備するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

本案は、「富士吉田市営土地改良事業経費の賦課徴収に関する条例」の一部改正でありまして、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行による「土地改良法」の改正に伴い、参照する条項番号に移動が生じたことから、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

本案は、財産の取得についてでありまして、観光の振興及び登山者の安心安全の環境の向上を図るため、富士吉田市上吉田字鈴原下5603番地の建物を契約金額2240万円で取得しようとするものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

本案は、「富士吉田市職員退職手当支給条例等」の一部改正でありまして、国家公

なお、審査の中で、中の茶屋については、市民の方々が有効に利用できること、また、そのPRをも含める中で、その利用方法について、具体的に示してほしいとの要望がありました。

本案は、平成24年度富士吉田市一般会計補正予算第五号でありまして、今回、歳入歳出にそれぞれ1億135万5千円を追加し、総額を187億9187万5千円とするものであります。

歳入では、民生費国庫負担金3490万円、前年度繰越金2873万6千円、民生費県負担金1745万円等を増額するものであり、また、歳出では、障害者福祉費7688万8千円、身体障害者福祉費2500万円、企画費2240万円等を増額し、一般職給、職員手当等の人件費732万9千円、他会計への繰出事業費846万7千円を減額するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の施行に伴い、退職手当の額を段階的に引き下げるため、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

本案は、平成24年度富士吉田市一般会計補正予算第六号でありまして、今回、歳入歳出にそれぞれ373

9万8千円を追加し、総額を188億2927万3千円とするものであります。歳入では、特定防衛施設周辺整備調整交付金3739万8千円を増額するものであり、また、歳出では、特定防衛施設周辺整備基金管理費3739万8千円を増額するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

算(第1号)
議案第八十八号
平成24年度富士吉田市介護保険特別会計補正予算(第1号)

議案第八十九号

平成24年度富士吉田市介護予防支援事業特別会計補正予算(第1号)

議案第九十号

平成24年度富士吉田市看護専門学校特別会計補正予算(第1号)

議案第九十一号

平成24年度富士吉田市立病院事業会計補正予算(第2号)

文教厚生委員会

●審議案件

議案第七十三号

富士吉田市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の制定について

議案第七十四号

富士吉田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

議案第七十五号

富士吉田市指定地域密着型介護予防サービスの事業

の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について

議案第七十六号
富士吉田市立看護専門学校設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第七十七号

富士吉田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

議案第八十七号

平成24年度富士吉田市国民健康保険特別会計補正予

●審議結果

本案は、富士吉田市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の制定であり、「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定めるため、所要の規定を整備するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

本案は、「富士吉田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」の制定であり、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行による「介護保険法」の改正に伴い、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めるため、所要の規定を整備するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

する基準を定めるため、所要の規定を整備するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

本案は、「富士吉田市立看護専門学校設置及び管理に関する条例」の一部改正であり、看護専門学校の施設のうち、屋内運動場を一般開放するため、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

総額を60億7820万9千円とするものであります。歳入では、一般会計繰入金365万8千円を減額するものであり、また、歳出では、一般職給、職員手当等の人件費365万8千円を減額するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

本案は、平成24年度富士吉田市介護予防支援事業特別会計補正予算第一号であり、今回、歳入歳出にそれぞれ231万2千円を追加し、総額を2010万3千

円とするものであります。
歳入では、一般会計繰入金231万2千円を増額するものであり、また、歳出では、一般職給、職員手当等の人件費231万2千円を増額するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

本案は、平成24年度富士吉田市看護専門学校特別会計補正予算第一号であり、今回、歳入歳出からそれぞれ95万6千円を減額し、総額を1億704万6千5千円とするものであります。

歳入では、一般会計繰入金95万6千円を減額するものであり、また、歳出では、一般職給、職員手当等の人件費95万6千円を減額するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

本案は、平成24年度富士吉田市立病院事業会計補正予算第二号であり、今回、資本的収入及び支出につきまして、収入を735万円増額し、総額を2億299万7千円とし、支出を734万9千円増額し、総額を3億946万9千円とするものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

本案は、平成24年度富士吉田市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について

建設水道委員会

●審議案件

議案第七十八号

富士吉田市都市公園条例の一部改正について

議案第七十九号

富士吉田市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について

議案第八十号

富士吉田市公共下水道条例の一部改正について

議案第八十一号

富士吉田市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第八十二号

富士吉田市単独住宅の設置及び管理に関する条例の制定について

議案第八十三号

富士吉田市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について

議案第八十六号

平成24年度富士吉田市下水道事業特別会計補正予算

ました。

(第1号)

●審議結果

本案は、「富士吉田市都市公園条例」の一部改正であり、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行による「都市公園法」の改正に伴い、都市公園の配置及び規模に関する技術的基準等を定める等のため、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査の中で、公園は市民の憩いの場であることから、近隣公園並びに地区公園の整備を推進してほしいとの要望がありました。金鳥居市民公園は一次避難所にも指定されていることから、台風等の災害時に備えて公助の部分をしつかり行ってほしいとの要望がありました。

本案は、「富士吉田市移

動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例」の制定であり、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行による「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の改正に伴い、移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定めるため、所要の規定を整備するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

本案は、「富士吉田市公共下水道条例」の一部改正であり、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行による「下水道法」の改正に伴い、公共下水道の構造の技術上の基準を定める等のため、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

本案は、「富士吉田市営住宅の設置及び管理に関する条例」の一部改正であり、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行による「公営住宅法」の改正に伴い、市営住宅等の整備基準及び入居者の資格について定める等のため、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

本案は、「富士吉田市営住宅の設置及び管理に関する条例」の一部改正であり、「地域の自主性及び自立性を

を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行による「公営住宅法」の改正に伴い、市営住宅等の整備基準及び入居者の資格について定める等のため、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

本案は、「富士吉田市単独住宅の設置及び管理に関する条例」の制定であり、富士吉田市職員住宅を用途廃止し、単独住宅として活用を図るため、所要の規定を整備するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査の中で、厳しい経済状況であることから、これからも他の公営宿舍等を活用するなど単独住宅を増やす方向で考えてほしいとの要望がありました。

本案は、「富士吉田市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例」の制定であり、「地域の自主性及び自立性を高

めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に

関する法律」の施行による「水道法」の改正に伴い、布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術者の資格基準を定めるため、所要の規定を整備するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

歳入では、一般会計繰入金736万7千円を減額するものであり、また、歳出では、一般職給、職員手当等の人件費736万7千円を減額するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査の中で、人員削減は理解できるが、それにより住民サービスが低下しないよう注意してほしいとの要望がありました。

本案は、平成24年度富士吉田市下水道事業特別会計補正予算第一号であり、今回、歳入歳出からそれぞれ736万7千円を減額し、総額を14億659万円とするものであります。

歳入では、一般会計繰入金736万7千円を減額するものであり、また、歳出では、一般職給、職員手当等の人件費736万7千円を減額するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

●全文については、次期定例会（3月）より、市立図書室および市議会図書館において閲覧できます。

市政一般質問

12月

前田 厚子 議員



災害協定とホームページ代理掲載について

●一回目の質問

いよいよ富士山世界文化遺産登録への足音が聞こえはじめ、世界中から富士山をめざして、多くの人が、この富士吉田市に足を運ぶことだろう。

当市には、住民は勿論のこと、多くの観光客も含めて、より災害に対しての安全と安心の情報を提供する義務がある。

現在、富士山火山防災対策に関する協定の一覧を当市のホームページで見ると、山梨・神奈川・静岡の3県において、協定が結ばれており、その趣旨は富士山噴

火災害が発生し、又は、発生する恐れがある場合、相互に連携して応急対策及び復旧対策を迅速かつ円滑に実施することである。

そこで、その3県での協定に加えて、岩手県、宮城県、福島県と広範囲にわたり、甚大な被害を被った東日本大震災をきっかけに、災害情報の発信機能の確保が重要なテーマになる。

市役所が、甚大な被害を受けた際にHPの更新用サーバーも使用不能になる可能性もあり、そうした非常時に住民への情報発信手段が断たれる事を防ぐ有効な手段として、今、注目されているのが、災害時に遠隔地の自治体にホームページを代理掲載してもらう仕組みである。

現在、多くの自治体では、周辺の市町村が、同じシステムを共有したり、同じ施設を共同で用いたり、相互に連携する対策を講じているが、東日本大震災のように被災地域が、広域にわたると、近隣自治体間ではお互いを助け合える状況ではなく、的確な情報発信が、

困難になりかねない。

そこで、富士山噴火や大規模災害では、むしろ、離れた自治体の方が頼りになる可能性が高く、已に協定を結んでいる地域や遠隔地でありながら、定期的に人が行き来して、交流を深めている自治体と災害時の協定を整えていくことが重要であることは今回の震災で得た教訓のひとつである。

●一回目の市長答弁
災害協定についてであるが、大規模災害発生時には、ライフラインの破壊、情報通信網の切断、市庁舎及び公共施設の損壊等の緊急事態により、自治体の災害対応能力の低下が危惧されるため、相互応援や物資の供給、医療救護活動、緊急輸送活動等の復旧活動について、自治体及び各種関係機関と災害時支援協定を締結している。

次に、ホームページ代理掲載についてであるが、大規模災害が発生した際には、重大な影響を及ぼすおそれのある重要な業務を継続して行うことが求められおり、既に、税務・住民基本台帳、福祉などの基幹系のシステムについては、データの保管について、データセンターを利用することにより、災害時においても、速やかに業務を実行できる体制を整備している。

被害の状況、避難所の情報、ライフラインに関する情報を途絶えること無く、毎日発信し続けることができたという。

●一回目の質問
住民はもとより観光客が、突然の災害等に遭遇した時、避難出来るよう市内の第一避難所を標したボードあるいはパネルなどを誰にでも解る場所に解りやすい表現で書き、掲示していく義務が行政にはあると思うが、いかがか。

●二回目の質問
当市では災害時には、消防防災GIS」と「被災者支援システム」の活用により被災後の行政の業務が迅速且つ円滑に行われることを想定しているが、こうした行政の情報管理と併せて富士山の噴火等の災害を想定した時に被災後の住民が最も必要とする当市の情報を確実に得られるよう、当市のホームページの閲覧をどこからでも可能にするというホームページの代理掲載を提案したものである。

●二回目の市長答弁
本市のホームページについては、データセンターを利用して、災害時においても、平常時よりも災害時においても、いつでも、いかなる場所からでも本市ホームページにアクセスでき、速やかに閲覧することができ、

意外に自分の地域の第一避難所を知らないでいる人が多くて驚いたが、そこで市内には、自治会で決められたゴミステーションがあるが、この場所に避難所を明確にしるしたパネルの掲示をすることは可能か。

●二回目の市長答弁
被災した宮城県の大崎市では、姉妹都市の北海道の当別町との連携・協力により、震災当日から当別町のウェブサイトに、大崎市災害情報のページを開設してもらい、

被災した宮城県の大崎市では、姉妹都市の北海道の当別町との連携・協力により、震災当日から当別町のウェブサイトに、大崎市災害情報のページを開設してもらい、

被災した宮城県の大崎市では、姉妹都市の北海道の当別町との連携・協力により、震災当日から当別町のウェブサイトに、大崎市災害情報のページを開設してもらい、

●一回目の市長答弁

避難場所の周知については、市民の皆様には、ホームページ、防災関係パンフレット、広報紙、平成23年4月に配布した「富士吉田市防災関連施設マップ」来年の市民カレンダーに掲載した防災関連施設マップなど、様々な方法で周知を図っている。

一方、本市を訪れる観光客等に対しては、宿泊施設や観光施設などの関係者による避難誘導が最も有効であることから、出前講座等において、的確な指示、避難誘導方法等について啓発を図るとともに、道の駅をはじめとする市内の観光施設等において、防災関連マップを設置するなど、本市を訪れている方々が安全・的確に避難していただけるよう、より有効な周知方法を検討している。

ごみステーションへのパネルの設置については、ごみステーションの設置目的、形状等から、避難場所の掲示については考えていないが、市民及び観光客への避難場所の周知について、今後においても、様々な機会や方法等により取り組んでいく。

●二回目の質問

いつ、起きるかわからない災害に対して、もう少し危機感をもつことが必要かと思う。

先日、笹子トンネルの崩落事故があったが、今、必

要な事は、まさに防災・減災への準備だと思う。

実際に若い人や中学生などに災害が起きた時、一番最初に避難する場所を知っているかと尋ねると、「知らない」と答える人が、意外に多くて驚いたが、その点の認識はいかがか。

どうしたら住民が、第一避難場所や第一避難所にまず避難することが出来るかそこをもっと重要視して考える必要があると思うが、じっくり検討している時間があるのか。

ゴミステーションにこだわる理由として、その場所は、市内に点々と1305箇所あることであり、生活と密着したゴミステーションは、情報を伝えるのに絶好な場所だと思う。

今ある情報にプラス・ワン、市として考えていただくことは出来ないか。

●二回目の市長答弁

避難所については、一次避難所は主に地域の地区会館、コミュニティセンター等を、二次避難所は小学校をはじめとする学校施設等を指定しており、いずれも市民の皆様が馴染みの深い公共施設等であり、また、ホームページ、パンフレット、出前講座等においても周知を行っていることから災害発生時には、速やかに避難することができると認識している。

また、避難所までの経路についても、各自治会・自

主防災会による平素からの防災訓練において、周知と情報の共有化を図っている。

今後も、市民及び観光客に対する避難所の周知を含めた防災対策については、あらゆる機会、手段を通じて情報発信を行っていく。

スクールゾーンの見直しについて

●一回目の質問

交通安全対策は、道路の整備や学校、保護者による児童への安全教育、指導が重要であると同時に、ドライバークや地域住民のモラル、安全意識の向上が必要不可欠であると思う。

スクールゾーンの時間の見直しは、通学路の安全を確保する為に必要ではないかとこのスクールゾーン内、また、近隣の住民からの声であった。

警察署交通課によれば、住民と行政・学校からの要望があり、申請があれば対応することであった。今のスクールゾーンの標識は、土曜日が学校の休みになったにも関わらず、記入されていないし、その上、標識も古くなっている。

夏休み・冬休みは、スクールゾーンが無いと勝手に思い込んでいても多くいるようであり、そのせいか、時間帯内に進入している車も見かけるそうである。

小学校は、現在、夏時間も冬時間も変わらず8時25

分には、朝の学習会が始まり、8時をまわる頃には、もう子供達は、学校に登校している。

スクールゾーンのある地域にお住まいの方は、生活に不便な面も、子ども達の安全の為、協力をしてくださっている。

又、スクールゾーン内には、学校以外の公共の建物や施設・保育園・幼稚園・病院・院外処方箋薬局等、出来れば朝の9時前に出入りしたい建物や施設がたくさんある。

富士山が世界文化遺産になるうとして今、最近では国道138号を東西に走り抜けていた県外車が、市内のあちこちで目撃されるようになった。

そこで一点目、以上の理由で、朝の時間帯を現在の7時〜9時を7時〜8時30分へと30分の繰り上げをしていただきたいことである。

通学路は、生活道路の一部であり、生活道路の安全性が高まらなければ結局は通学路の安全も高まらない。時間帯の見直しを検討してみたいかがか。

二点目は、住民が子供達の安全を守るため、ルールをしっかりと守り、今まで以上に安全への努力をしていくために、正確な標識をスクールゾーンの入り口に立てなおしていただきたいと思うが、警察署への要望を市として提出していただく事は可能か。

●一回目の市長答弁

スクールゾーンの時間の見直しについてであるが、通学路の危険箇所については、学校及び保護者において危険箇所と判断された通学路65箇所に対して、学校、道路管理者、富士吉田警察署等による緊急合同会議を4回開催し、それぞれの関係機関による現地確認を踏まえ、協議を行い、通学路の安全対策について検討してきたところである。

今後においても、スクールゾーンの時間帯の変更にについては、学校、地域住民、自治会の要望を受ける中で、所管する富士吉田警察署と協議し、対応を図っていきたい。

スクールゾーン進入路の標識についてであるが、その立て直し及び取締りの強化については、通学時の児童の安全をより一層確保するため、富士吉田警察署等の関係機関に要請していきたい。

スクールゾーンの時間の見直しは、通学路の安全を確保すると同時に、近隣の住民やスクールゾーン内を利用する市民の利便性を考えたうえで質問である。

●二回目の質問

今回の対象は、特に吉田小学校の区域に関するものであるが、市内の小学校全般にわたり、共通する課題でもあり、一般市民の使用する生活道路である。児童の安全を確保する為にル

ルをしっかりと守ることが、最も大事なことである。

現在の状況からみると、スクールゾーンの朝の時間を見直し、ルールの厳守を徹底するために必要な課題だと思う。

この件について、市内の小学校、自治会等に働きかけて協議していただく事は可能か。

●二回目の市長答弁

スクールゾーンを設ける最大の目的は、歩行者と車の通行を分けて、通学時の児童の安全を図ることであり、歩行者の通行実態や道路構造、地域住民の意見を総合的に判断する中で、車両の通行禁止などの交通規制を実施しているものと認識している。

スクールゾーンの多くが、地域住民の皆様の生活道路であることは十分承知しているが、児童の通学時における安全を第一に考えると、地域住民の皆様や利用者には、ある程度の御負担を強いることは、致し方ないものと考えている。

スクールゾーンの時間の見直しについては、学校、地域住民、自治会の要望を受ける中で、所管する富士吉田警察署と協議し、対応を図っていききたい。

●全文については、次期定例会（3月）より、市立図書室および市議会図書館において閲覧できます。

市政一般質問

12月

宮下 豊 議員



市税等滞納整理について

●一回目の質問

平成23年度決算ベースにおける本市の市税等の滞納金総額は、25億676万円余であり、総件数は1万2607件である。その内、1億3378万円余り、総件数は5762件については不納欠損額として、債権放棄がなされている。因みに、市税の収納率は84.2%であり、県内27市町村中26位で、国民健康保険税に至っては、収納率60.3%であり、県内最下位である。平成14年より平成23年までの10年間の本市の債権放棄状況は、何と総額14億2831万8千円で、総件数は2万9497件である。このことは重大な問題で、危機的な状況であり、何故にこのような状況に至ったのか、ま

た、このような状況になるまで具体的な対応策がなされなかったのか。また、今後、具体的な方策があるならば、その考え方と方策をお示しください。

●一回目の市長答弁

本市の市税等の徴収状況については、山梨県下において下位にあり、滞納整理は喫緊の課題と考えている。この要因については、主にバブル期に一気に積み上がった収入未済に対する差押え等の滞納整理により、時効が中断し、結果として滞納繰越額の累積による収納率の停滞を招いているものと認識している。

また、不納欠損処理については、生活困窮、倒産など、納税困難な場合の救済について法で規定されており、これまで行った不納欠損処理については、地方税法を厳格に適用した結果であり、適切な処理と考えている。

今後においては、今年度策定した「市税等滞納削減アクションプラン」に基づき、適正かつ公平な滞納整理を進めていく。

●二回目の質問

「市税等滞納削減アクションプラン」によると、累積

滞納金の収納金額は、市税及び国民健康保険税については、平成23年度2億8290万8千円に対し、平成24年、25年度は、それぞれ1億3千万円と考えられているが、この施策の実施により、何故に滞納金の収納金額が、初年度より大幅に減少するとお考えなのか。

また、不納欠損処理額は平成23年度1億3847万8千円に対し、平成24年度以降は4億1千万円と大幅に増額をお考えだが、市長さんのご見解をお伺いする。

次に、本市の9月号、10月号の広報によると、滞納者の負担軽減のために、財産の差押換価などの滞納処分を前提とした「滞納処分重視型」の滞納整理を実施することである。給与などの差押をする場合、「滞納者に何ら事前連絡することなく、勤務先には給与調査、取引先には売掛金調査を行い、思わぬ不利益となわち信用失墜を被ることがありますので、ご承知おきください」と言っている。この記述は市民に対しての脅かしとも取れる内容であり、この調査及び差し押さえの実施により、市民生活そのものの破壊も危惧されるが、市長さんの見解をお伺いする。

因みに、多くの滞納者の方々は、家庭内の様々な事情により納めたくても納めることができないのである。また、市民生活に直結した重要施策の実施につき、何故に本件について議会と十分協議されなかったのか。

最後は、本市の職員は平均年齢41歳で650万7067円に対し、本市の納税義務者は、2万

1622人、1人当たりの平均所得額は282万7682円であるが、この現状に対する市長さんのご見解をお伺いする。

●二回目の市長答弁

多くの滞納者は理由なくして滞納しているのではないことは、市長として当然認識しており、真に生活に困窮する滞納者には、個々の実情に見合う対応を行っている。

議会との協議については、税の徴収は、関係法令により厳しく事務処理基準が規定されており、政策的要素の入り込む余地は全くない。

次に、本市職員の平均給与額650万7千円余りという金額については、この中には市立病院の医師や看護師等も含まれており、一般の職員の給与とは言い難い。

一方、市民1人あたりの平均所得額287万7千円余りという金額は、必要経費を除いた額であるとともに、納税義務者の中にはパートタイマーや一時金などで納税申告をする必要のある方までを含めたものとなっている。

●環境税政部長答弁

過年度収入額の減少及び不納欠損処理金額の増額については、「市税等滞納削減アクションプラン」により、滞納繰越に対するマネジメントを行うことで、生活困窮などにより、分納可能額が滞納額に満たない方については、現在行っている過年度への分納を現年度として徴収する。滞納繰越分については、法に基づき滞納処分の停止とし、生活困窮

により依然として納税が困難と判断した場合は、不納欠損処理を行う。その結果として、滞納金の収納金額が減り、不納欠損処理金額が増額するものである。

次に、広報記事についてであるが、市民の大多数は善良な納税者であり、税の公平性を確保する意味でも、滞納に対する市の毅然とした徴収姿勢を、広く市民の皆様にお知らせすることを目的に掲げたものである。

また、滞納処分に係る事前連絡については、滞納者との折衝の中で事前通告を行うことを基本としている。

●企画総務部長答弁

本市の一般職員の職員給与については、類似団体の587万5千円と比較し45万8千円少なく、また、国家公務員を100としたラスパイルズ指数では、94.5であり、これも類似団体の98.0と比較し3.5ポイント低い。ちなみに、「94.5」というラスパイルズ指数は、県内27市町村中14番目である。

●三回目の質問

市税等滞納削減アクションプランを詳細に分析すると、本施策は、ただ単に時効等の制度による徴収権の消滅による形式的な収納率の数値アップのみに重点を置いた施策と考えられる。本施策の実施により、納税の公平・公正の観点より、多くの善良な納税者に大変な不公平感を与えると危惧しているが、市長さんのご見解をお伺いする。

次に、広報掲載に際し、市民の皆さんに誤解を与えぬ様十分に留意することを

強くご指摘申し上げる。

最後に、職員の給与等については、本市の実情を踏まえ納税者の所得の向上に向けて職員の皆様方に更なるご努力をお願いしたいという思いからの発言であり、その評価は、市民の皆さんにより試されるべきものと考えている。

●三回目の市長答弁

「市税等滞納削減アクションプラン」についてであるが、本市の収納対策は、滞納してなお、その自覚のない滞納者を擁護するものではなく、きちんと納めている大多数の善良な納税者に対する公平性を確保するために実施するものであり、関係法令に基づいて、厳格に対応していく。

市営大明見グラウンド整備について

●一回目の質問

本グラウンドは、本年6月20日未明の大雨等によりグラウンド東側の壁面が一部崩落した結果、崩壊した壁面の地肌が露出し、再度崩壊の恐れがあるとの事で現在使用できない状況にある。

また、西側隣接地の富士養生館デイスパリス平山の職員の方より、「グラウンド西側の壁面部分二箇所が崩壊し、地肌が露出しており、大変危険なので市当局に早急に整備してほしい。」とのお話があった。

大明見グラウンドは、本市の公の社会体育施設であるので、崩壊の恐れがある箇所を早急に整備し、市民の皆さんに安心・安全な施設として提供することが、本市の責務と考えるが、市長さんのご見解をお伺いする。

●一回目の市長答弁

市営大明見グラウンド整備については、現在、補修工事については当該地の養生経緯及び地質、形状変化の有無等の観察期間を設けることにより、安全を確認する必要があることから、グラウンドへの立入を禁止している。

また、グラウンド西側法面箇所は、土砂災害防止法に基づき山梨県が土砂災害警戒区域に指定していることから、本市としては、当該地の安全性を第一に対応して行くことを基本にしている。

今後においても、地権者である大明見財産区及び地域の土砂災害等防止の指導管理者である山梨県と協議を行う中で、対応を図っていく。

●二回目の質問

富士吉田市史に「昭和46年大明見財産区、陸上自衛隊北富士駐屯部隊の協力を得て、大明見平山地区にスポーツ広場を建設した」との記載があり、また、本市の造成工事に際し、大明見財産区より市当局に土地活用を無償にて工事着手の承諾書が提出され、本市と大明見財産区との間で工事上の責任はもとより、その後の工事に伴う一切の管理責任は当然のことながら、本市が負うとの口伝が地元関係者の間で語られている。本市は何故に防災の留意をせず、あのような造成工事をなしたのか。

また、造成工事により結果として当該地が県による急傾斜地崩壊危険箇所指定されたが、防災上、留意

した工事がなされておれば、危険箇所指定されなかったと考えられるが、市長さんの見解をお伺いする。

平成11年6月定例会一般質問に際して、私は防災上の見地から再三再四、市当局に防災工事をなすべきだと強く要請したが、当局は、今まで一切何らの対応策も講じなかったのはなぜか。

当該地は災害発生から早6ヶ月が経過し、二次災害発生の恐れのある大変危険な状況であるが、何故に本市は早急に自らの責任と費用により、崩壊の恐れのある危険箇所の整備を未だに為されないのか。

●二回目の市長答弁

昭和46年当時の造成工事については、地域からの要請に基づき、陸上自衛隊北富士駐屯部隊の協力を得る中で、当該地における地質、形状等の状況も踏まえ、造成整備を行ったものと考えている。

この件に関し、何の根拠も示さず、あたかも本市に一切の管理責任があるような発言等は甚だ遺憾である。次に、急傾斜地崩壊危険箇所の指定についてであるが、平成8年の山梨県による県内全域調査により、県内約1400箇所が急傾斜地崩壊危険箇所指定されたが、指定にあたっては、山体全体を対象とした調査であったことから、昭和46年当時の造成工事を起因とした指定ではないものと認識している。

崩落箇所の今後の対応については、安全を確認する中で、大明見財産区及び山梨県と協議を行い、対応していく。

●企画総務部長答弁

平成11年6月定例会の一般質問において、宮下議員の「大明見地区の子供たちが少年野球の練習を行っていたが、安全対策は今後どのように対応するのか。」との質問に対し、「少年野球の練習は、主として晴天の日中に数時間使用すること、また指導者並びに父母等の管理監督のもとに行っていることから、今まで安全に使用してきた経緯がある。今後についても同様の使用形態を基本とし、引き続き使用を許可したいと考えているが、天候の急変等の事態に対応するため、指導者、父母等の皆さんに安全面の配慮をお願いしていきたい。」と答弁し、さらに、利用者に対してなお一層の安全配慮にしているの周知徹底やお願いをしていきたい。」と答弁している。

大明見グラウンドの利用者には、安全に配慮した使用をお願いしており、今回の対応措置についても、その考え方の中で実施している。

造成工事の質問における答弁に際し、何の根拠も示さず「云々」とのことだが、私は市への公文書開示請求に基づき公文書等の記載内容を明示した上で申しあげている。また、地域からの要請とのことだが、何故にそのように申されるのか明確な根拠をお示しください。

また、山体全体を対象とした調査云々と認識しているに至っては、県の指定範囲並びに現地の状況を全く把握されているとは考えられない。ご答弁である。晴天の日中云々」とかに至っては、昨年3月11日発生の東日本大震災の教訓をもうお忘れなのか。

この様な認識と政治姿勢で大切な市民の生命・財産が守れると本当にお考えなのか。市長さんが日々言われている災害に強い町づくりにできるとお考えか。

また、市営大明見グラウンドは、本市が造成工事の事業主体である。真実を真摯に受止める勇氣と積極的な災害対策及び防災対策が、今こそ、最も大切かつ重要であるとお考えが、重ねて市長さんの見解を伺う。

最後に、本市も財政厳しい折、防衛省による民生安定事業補助金制度をはじめとする国・県の制度を積極的に活用すべきとお考えが、検討されたのか。また、具体的な対応をなされたのか。

●三回目の市長答弁
当時の造成工事については、当時の状況等を踏まえ、地域からの要請に基づき陸上自衛隊北富士駐屯部隊の協力を得る中で、当該地における地質、形状等の状況も確認する中で、造成工事を行ったものと考えている。

急傾斜地崩壊危険箇所の平山地域の指定に当たっては、山体全体を対象とした調査結果に基づいた指定であったものと認識している。次に、災害に強い街づくりについては、東日本大震災により、本市においても、防災拠点センター機能を持つ市役所東側庁舎の建設、二次避難所としての機能も併せ持つ小中学校屋内体育施設の改築事業など構造物の構築はもとより、ホームページ、啓発用パンフレットの配布等ソフト対策もしている。

今後においても、災害に備えた防災・減災対策については、過去に発生した地震災害等を教訓とする中で、積極的に取り組んでいく。崩落箇所の今後の対応策については、まずは、大明見財産区及び山梨県と協議を行う中で、対応を図っていく。

地場産業センターの活用について

施設は街中に設置することが望ましいと十分認識しているが、施設の設置場所や本市の財政状況等を考慮すると、現状において、街中に設置することは非常に厳しい。

地場産業振興センターは、市の郊外に位置しているが、現在の社会では、施設の活用については、それほど障がないものと考えている。

今後は、諸条件が整う中で「子育て支援施設」の拠点施設として検討していく。次に、議会との協議は必要ないとのことについては、議会軽視ともとれるような発言をしたことはなく、これまでにも重要施策は、常に協議させていただいている。

●一回目の質問

本年9月11日、議会において、織物等産業振興対策特別委員会が開催され、この施設を無償にて本市が引き受けることのみ協議がなされ、了承された。

この地域一体は、本市の地域活性化エリアとして活用されている中で、今後は、子育て支援施設として活用されることであるが、その利用者や保護者の立場からすれば、もう少し街中の利便性のよい場所に設置すべきであり、必要ならば、街中に数箇所設けるべきと考えが、市長さんの見解をお伺いする。

また、市長の重要施策であり、庁内決定したことと、議会との協議は必要ないとの事だが、何故か。

●一回目の市長答弁
子どもたちを社会全体で応援するため、子育て支援

●二回目の質問

当該施設を含め、活性化エリア内には、道の駅富士吉田、富士山レーダードーム館等が集積され、産業、観光、文化芸術の振興の拠点として、この地域一体を「富士吉田地域活性化エリア」として活用されている。

今後の本市のまちづくりを踏まえ、大変重要な方向転換と考えられるが、今まで議会において、ただの一度でも地場産業センターの活用についての協議が為されていない。いきなり予算計上ではなく、議員協議会において十分協議すべきと考えが、市長さんの見解をお伺いする。

●二回目の市長答弁

地場産業振興センターの活用については、本事案が産業振興対策に関するものであったため、「織物等産業振興対策特別委員会」を去る9月11日に開催し、御協議いただいた経緯がある。

●全文については、次期定例会（3月）より、市立図書室および市議会図書館において閲覧できます。

市政一般質問

12月

渡辺 幸寿 議員



新たな産業の創出と雇用の確保について

●一回目の質問

堀内市長はマニフェストにおいて市民中心主義を掲げ「拓く」「育む」「創る」「働く」「慈しむ」「守る」と6つの政策を示された。施策推進について誠実さが見られるものの、幾つかに不十分さを感じている。「働く」では、『本市独自の雇用創出施策、空き店舗の活用、利子補給制度の充実などの経済、雇用対策の強化を進めた』としているが、本市発展のために必要不可欠な雇用対策は不十分である。特に、働く意欲を

持つ新卒者やUターン・Iターンを希望する者の多くが、地元で働く場、活躍する場が無いことから定住も出来ず、結局都会に仕事を求めざるを得ない状況にあることは、これは今に始まったことではなく、ここ数年来の重要な課題でもある。また、新たな産業の創出と雇用のためにはやはり企業誘致である。昨今の経済状況や景気を考えると、なかなか厳しく、難しい問題であることは承知してあるが、本年、大手企業を誘致し、創業にこぎつけたことは市民は誰もが認める事実である。

この点について市長はどのような考えかお聞きしたい。

●一回目の市長答弁
まず、企業誘致を目的とした私有地活用登録制度についてであるが、私有地活用登録制度については、企業誘致を促進するため、利用されていない民間の土地を登録していただき、立地の意向がある企業を紹介するものであり、多くの企業から引き合いが来ている。しかしながら、登録された土地が森林地域であるため、開発に費用と時間を要し、迅速な操業を目指す企業理念と異なる等の要因で成約に至っていないのが現状である。

今後については、これまでも増して、この制度の活用を含め、積極的に企業誘致を進めていく。

次に、新たな産業の創出と雇用の確保についてであるが、新卒者に対しては広く企業情報を提供するため、本市主催の合同企業セミナーを実施し、さらに山梨県主催のセミナーの情報等についても、ホームページで広く紹介している。

また、新卒者の就労意欲を高める人材育成などについて、労働関係機関などと連携を密にし、地元での雇用創出に努めている。

企業誘致については、これまで、企業誘致私有地活用登録制度をはじめ、進出

企業に対する助成金の支給や固定資産税の減免措置などの受動的な支援が中心であったが、今後においては、従来の垣根を越え、創意工夫し、一歩も二歩も踏み込んだ新たな発想に基づき、積極的・能動的に企業を誘致する攻めの施策を力強く推し進めていかなければならないものと考えている。

また、富士山麓の豊かな森林や清らかな水などの素晴らしい自然環境を持つ本市の特性を活かし、この自然環境の保全と活用を融合した企業誘致施策を推進していく。

いずれにしても、企業誘致施策をさらに力強く推し進め、新たな産業の創出及び雇用の確保につなげ、「住みたい・住み続けたいまち ふじよしだ」を創り上げていきたい。

●二回目の質問

企業誘致を目的とした私有地活用登録制度は根本的には、登録した土地が賃貸借でなければ、というところに問題があると思われる。

そこで、市において開発可能地域を事前に取得し、インフラの整備や下水道の整備などを行い、新しい形の工業団地化を考えてみるなど、これからの企業誘致に際して、ある程度思い切った環境整備が必要と思われるが、このことについて、市長はどのように考えているのかお伺いしたい。

次に雇用の確保についてであるが、先ほど市長は本市主催の合同企業セミナーの実施や山梨県主催のセミナー情報をホームページなどを使い広く紹介を行っているとの答弁であったが、平成26年3月卒業生の合同セミナーなどの今後の取り組みをお聞かせ願う。

山梨県で主力産業となっている機械・電子部品産業の分野に多くの求人があるところであるが、地元企業・誘致企業の関係者から話を聞いたところ、この分野における本市の卒業生は、昔は北富士工業高校があり、ある程度専門的な技術者を育成してくれたが、現在の富士北陵高校は総合学科高校となり、科目の取得の仕方により専門分野が分散され、なかなか人材育成も出来ず人員確保が厳しいと聞いている。唯一、この分野の企業が希望としているのは平成25年4月に都留市に山梨県立産業技術短期大学・都留キャンパスが開校することだけと聞いている。しかしながら、この分野も生産技術科、電子技術科の2科目で60人を確保するのにすぎない。

そこで、新卒者の就労意欲や人材育成のためにも養成機関は急務と考える。この問題に対しては、本市から山梨県教育委員会に働きかけ、富士北陵高校に機械・電子における特科を設置してもらうための要望を行う働きかけも必要ではないかと考えるが、考えをお聞きたい。

次に企業誘致について、進出しようとしている企業に対する助成金制度や固定資産税の減免措置などは確かに有効な手段で企業者側にたった配慮であると私も認識しており同感であるが、一回目の答弁の中に於いて、新たな発想に基づく、積極的・機能的に施策を推進していただける旨の話を頂いた。

この中で、本市の特性を活かした自然環境の保全と活用を融合した企業誘致施策の推進とあったが、具体的にはどのような施策を考えているのか、また、それはどのような企業・業種を対象としているのか、市における企業誘致に対しての特別な諸条件などの案等があるならば、現時点での考えで結構ですのでお伺いたい。

●二回目の市長答弁

まず、企業誘致における環境整備についてであるが、用地につきましては現在、私有地活用登録制度により登録している用地の取得及び開発可能な地域等を含め、工業用地として整備でき得る適所について、今後、調査・研究していきたいと考えている。

次に、就職セミナー等の今後の取組みについてであるが、本年度の富士吉田市合同企業就職セミナーについては、来年2月13日に実施する予定であり、現在、市内で操業している企業を中心にセミナー参加をお願いしているところである。

また、大学生への周知については関東エリアの大学、専修学校の就職指導担当者に対し、開催要項を送付するなど、合同企業就職セミナー開催に向け対応しているところである。

次に、富士北校高校への機械・電子科設置についてであるが、本市には、工作機械製造企業及び精密、デバイス関係の企業が操業をしている関係から、人材育成を目指す必要性に鑑み、山梨県に対し特科の新設要望について、関係機関と協議しながら対応していきたいと考えている。

次に、本市の特性を活かした企業誘致についてであるが、富士山麓の豊かな森林や清らかな水などの素晴らしい自然環境を持つ本市の特性を活かし、この自然環境の保全と活用ができる企業や地域貢献を積極的に推進する企業を誘致していきたいと考えている。

特に、来年6月には、富士山の世界文化遺産登録が現実的になってきており、この登録を契機として、富

士山のブランド化が進み、日本全国はもとより世界各地から注目が集まるとともに、富士山周辺地域の振興発展や活性化が期待される。

そこで、この機会を好機と捉え、市民の皆様の知恵と力を集め、従来の垣根を越え、インフラ整備などの支援策を含め、一歩も二歩も踏み込んだ新たな発想に基づいた施策を力強く進めていく。

しかしながら、新たな産業の創出と雇用の確保については、少子高齢化・人口減少の進行、経済不況、東日本大震災などの社会経済情勢に大きく影響され、本市はもとより社会全体にとつても大変厳しい課題であり、3年先、5年先あるいは10年先を見据えた長期展望に立ち、新たな産業の創出及び雇用の拡大につなげていくことができる施策を創設することが私の役割であると考えている。

老人福祉センターについて

●一回目の質問

老人福祉センターについては、昭和48年4月、市民の期待の中、新町の小舟山の現在地に設置され、多くの老人が集い、親睦はもちろん生涯学習の場として、高齢者に大変喜ばれているセンターでもある。

この老人福祉センターも福祉避難所として、高齢者や障害者が避難する市内でも数少ない施設である。しかしながら、このセンターも建設から来年で40年が経過しようとしている。

施設の老朽化、特にトイレの改修等多くの問題も懸念される中で快適な環境改善を始め、突如として災害という事態に至った時、富士吉田市直営でなく、指定管理している富士吉田市社会福祉協議会での運営で施設利用の高齢者の避難誘導や避難場所についての対処は万全なのか疑問も残る。

また、老人福祉センターは耐震工事も行われていないと聞いている。これらの観点から、まず、施設改修、運営、避難、耐震等について市長はどのような考えを持っているのか伺いたい。

●一回目の市長答弁

老人福祉センターについては、高齢者が健康で安心して暮らせるまちづくりを目指すための拠点施設として位置付けている。

本施設の運営については、平成23年度から社会福祉協議会を指定管理者としており、災害時の安全確保については、協定書に基づき万全な体制を整えている。

また、本施設の耐震性については、耐震診断を実施しており、耐震性能が確保

されている結果が得られている。

しかしながら、建設されてから約40年が経過しており、老朽化は至る所に見られ、特に、段差やトイレ等を利用する際に注意を要している。

こうしたことから、老人クラブから新たな老人福祉センター建設についての陳情を受けており、今後については、高齢者の安全性や利便性を確保できるよう、新たな施設の建設も含め検討していく。

●二回目の質問

災害時の安全確保については、『協定書に基づき万全な体制を整えている』との答弁だが、協定書に基づきとはどのような方法でどう対処するつもりなのかお尋ねする。

また、施設の老朽化に対しても改修するものなのか、耐震についてもいつの耐震診断で、どの程度までなら安心して良いものなのか。昨年の東日本大震災、また今後起こりうる予想される東海地震に対しても安心して良いものなのか。具体的に再度お尋ねしたいと思う。

また、遠方の高齢者は利用する際に大変不便を強いられると聞かれています。

また、敷地内は狭く、駐車場の確保は急務と言っている現状である。仮に耐震補修を

実施していくという状況になったとしても、すべてが解決することでは無い訳である。

これらのことを考えると、市内からアクセスも良く、公共交通機関等を利用して行き、多くの高齢者誰でもが徒歩でも通えるような立地の良い場所を探し、新たに高齢者が集えるような施設を新しく建設したらどうかと提案するものである。

去る、11月21日の第2回演習場対策特別委員会において、あると思われる第九次使用協定の防衛施設周辺整備事業として、(仮称)多世代交流施設「ふれあい庵」整備事業が案として出され、内容説明があったと聞いたが、具体的な内容に乏しく、多くの疑問も残るところである。

この施設は、ズバリ新しい老人福祉センターと解釈してよいものなのか。場所・規模・機能等が具体的に説明できれば改めて執行者の考えを確認させて頂きたい。

その際、現在の老人福祉センターがどのような形になるのか、再度お聞きする。

いずれにしても、リニューアルにして、新規施設建設にしても市民の災害援護体制の強化や高齢者福祉施設の充実を図る為であり、本間に市民が求めているものであれば推進をするべきと思われるが、市長はこの点についてどのような考え

か伺いたい。

●二回目の市長答弁

まず、災害時の安全確保についてであるが、協定書の中で指定管理者には危機管理業務として災害時の対応を明記した防災計画の策定やその計画に基づいた利用者の避難誘導及び情報の伝達等の訓練を実施することを義務付ける等、常に災害に対処できる体制づくりに努めているところである。

次に、耐震についてであるが、本施設は、平成18年度に耐震診断を実施しており、耐震性能は確保されており、予想される大規模な地震に対しても安心できる施設であると判断している。

次に、施設の老朽化に伴う改修についてであるが、本施設は、危険箇所の改修は既に行っているが、築40年が経過しており、バリアフリー化されていない等、使い勝手について不便な点もあるものと認識している。

次に、新たな施設についてであるが、市営中央駐車場内に老人福祉センター機能や子どもから高齢者までの交流の場、地域振興機能などを備えた施設の整備を考えている。

現在の老人福祉センターの今後の利用については、高齢者の健康づくりや生きがいづくりに寄与するものと考えているので、新しい施設との整合性を見据えながら協議、検討していく。

●全文については、次期定例会（3月）より、市立図書室および市議会図書館において閲覧できます。

市政一般質問

12月

渡辺 利彦 議員



活力ある近未来の街づくり計画について

●一回目の質問

堀内市政2期目がスタートして早1年半、1期目を加えると5年半が経過したが、堀内市長の真摯な取り組みと多方面への積極的な働きかけが結実し、様々な分野で事業の進捗を見る事ができる。

しかしながら、今後の計画について、我が市の将来像がなかなか見えてこない。まちづくりの視点から見ると、ハードにおいては、甲府圏域へと接続する新倉南線と新倉トンネルの建設が順調に進んでいる。また、

北部スマートインターチェンジの建設も本線直結型のフルインターチェンジとして、さらに、国道138号4車線化の事業化が決定した。

平成32年には中央自動車道と新東名高速道路が東富士五湖道路を経由して高規格道路として接続されるなど、富士吉田を取り巻く広域幹線道路の環境は格段に改善される。

市内に眼を転じると、中央通り線の全線開通と大明見下の水線、県道富士吉田西桂線の整備など、広域幹線道路と結ぶ地域幹線道路がうまく結びつくところである。

また、ソフト面においても、富士山世界文化遺産登録への取り組みが様々なハイドルを見事クリアし、いよいよその花を開こうとしている。

本市における構成資産である、吉田口登山道とその起点である北口本宮富士浅間神社、更には、その門前町とも言える御師宿坊の街並みは、富士山を信仰の対

象として崇めてきた時代の“生き証人”とも言うべき宝であり、世界遺産登録の資産の中でもとりわけ核となるものばかりである。その上吉田地域において

は、本市と連携している慶應義塾が積極的にまちづくりに参画しており、地域住民や商店主、更には地域の高校の生徒たちも巻き込み大きなうねりを起こそうとしている。

さて、ハード面においては、富士吉田を取り巻く広域幹線道路の環境は格段に改善や地域幹線道路との接続が進む一方で、中心市街地や市西部地域から北部上

暮田方面は、新町通り線や下吉田通り線があるものの、踏み切りやクランク、一部幅員の狭い場所があり、現在のままではアクセスが悪く、新倉南線やスマートインターチェンジが完成しても、他の地域に比較すると基盤が低く、その恩恵を享受できない。

そこで堀内市長に質問だが、広域幹線道路の恩恵を市内全域で享受するために、広域幹線道路と中心市街地、新倉南線から市西部地域を経由して北部上暮田方面へのアクセス、さらに、北部

スマートインターチェンジから富士見バイパスへのアクセスなど整備の計画、考え方について市長の答弁をお願いしたい。また、富士山の世界文化

遺産登録を契機に、上吉田地域を中心とした振興策が進められていく一方で、市長のマニフェストの中でも大きな課題の一つでもある中心商店街の活性化、下吉田の中心商店街エリアの活性化については、いかがなものか。

下吉田地域のまちづくりは、過去にも様々な計画が策定されたものの、それらのほとんどが「絵に描いた餅」となっており、市として基本的な方向性は定められていないように見受けられる。

最近では、フジサンストリートの歩道整備、中央まちかど公園の整備、西裏界隈の道路のインターロッキング化など、社会資本整備が進められたものの、継続的な事業、中長期的な計画に基づいた事業としての展開はなく、まちづくりの方向性を見失っているように思えてならない。

市としては、空き店舗への助成事業や実施イベントへの補助金支出などのサポートはしているものの、小手先の取り組みでしかなく、全体としてどのように下吉田のまちづくりを考えていくかのコンセプトを見失っているように思えて仕方がない。

そこで、地域のハブとしての機能を持つ、地域の商業振興の中核としての可能性を持つ下吉田地区につい

て、これまでの成果とこれからの取り組み方針について、また住民が主体となっていて行っている様々な事業への今後の支援体制についてお聞きしたい。

●一回目の市長答弁

まず、市西部地域・北部上暮田方面へのアクセスについてであるが、渡辺議員御指摘のとおり市道新町通り線を経由し、市西部地域、北部上暮田方面へのアクセスについては踏み切りやクランク、一部幅員の狭隘部分が存在しており、新倉南線の全線が完成すると交通量の増加も予想されることである。

こうしたことから、平成23年度から見直しを行っている都市計画マスタープランにおいて、交通体系方針として、市西部地域から北部上暮田及び北部スマートインターチェンジから富士見バイパスに接続する整備路線を検討しているところである。

次に、下吉田地区の活性化施策についてであるが、本市では中心商店街エリアの活性化を目的として、様々な計画の策定や民生安定事業を活用した社会資本の整備、街の駅の設定、空き店舗活用による創業支援などの取り組みを行ってきた。また、富士吉田商工会議所や地元商店会、市民の皆様との協力などによりレトロ

な昭和の雰囲気を感じ出している街並みを活かした活動などが行われている。

しかしながら、下吉田地区の中心商店街エリアの活性化については課題が山積しており、本市としての基本的な方向性やコンセプトが定まらず、根本的な課題解決に至っていないのが現状である。

今後においては、長期的な展望に立つた本町通りの活用策を検討するとともに中心商店街エリアの中心地に核となる新たな施設を建設し、この施設を中心とした活性化施策を展開していきたい。

また、「まちづくり」は住み慣れた地域の方々に積極的に参画していただく「市民協働のまちづくり」を推進していくことが重要であると認識している。

現在、下吉田地区の中心商店街エリアでは、地域の方々が自主的・主体的に様々な「まちづくり」の取り組みを行っており、今後においても地域の方々から直接意見を聴く機会を創設し、より実効性の高い地域振興策について、地域の方々と協働して推進していく。

●二回目の質問

富士吉田市の市街地は、全体の地図で見ると南部の国道138・139号を底辺、北部上暮田地区を頂点とした三角形になる。

南部は国道138号の四車線化が事業化された。南東部は富士見バイパス・大明見下の水線の整備が進んでいる。

私は、残る市西部地域新倉南線から北部上暮地方面及び北部スマートインターチェンジから富士見バイパスへのアクセスについても、産業、観光、災害時の緊急避難用等の観点からも新しいバイパス的な道路整備が必要と考える。

また、このバイパス的な計画が出来るのであれば、中央通り線と富士見バイパスとも結びことにより、三角形の市街地にトライアングルバイパスが出来ることになり、近未来の街づくりにも大きな役割を果たすと考える。

そこで質問だが、下吉田地域の住民にとって大変関心も高いこの都市基盤について、都市計画マスタープランにどのように表現されているのか、また、具体的な整備内容を、折角の機会であるので、市民にも分かりやすくお聞かせいたいただくとともに、今後どのような手法・手続きで整備が行われるかについて答弁をお願いしたい。

次に、中心市街地の活性化については、本市ばかりではなく、多くの自治体の抱える課題である。下吉田地域の活性化施策について、先ほど堀内市長から「中心

商店街エリアに核になる新たな施設」との答弁をいただいたが、私もその施設が有効に機能することを心から期待をするところである。他方、「街の駅」については、運営方法、中身の検討も必要だが、この事業が富士吉田市の看板として本当に有効なのか、費用対効果等も検討する必要があると考える。また、堀内市長の言う新たな施設に加えることも検討してはどうか。

また、地域の方々に理解を得なければ実現は難しいことだが、個人商店を集約し、市民の台所となる「市民市場」の整備や、国道である本町通りと市道である昭和通りを付け替えて、市道本町通りを一方通行にし、片側を駐車場に整備して買物にも喫茶や食事にも楽しめる地域としてはいかがか。また、歩いても楽しい歩道の整備など、大胆な発想で取り組むことも必要ではないか。

そこで質問だが、その堀内市長の言う新たな施設の場所や規模また、機能や活用方法、周辺商店街との連携について、具体的な御答弁をお願いしたい。また、本町通りの長期的な展望にたった活用策とは、具体的にどのようなことを考えているのか。

さらに、まちづくりは、堀内市長の考えのとおり、私も行政だけが主体となっ

て進めるのでは、これまでの繰り返しになると考えている。地域の方々に積極的に参画していただくことが重要であると思う。

そのひとつの取り組みとして、地域の方々から直接意見を聞く機会を創設すると答弁いただいたが、どのような方々を想定しているのか答弁をお願いしたい。その他にも活性化策もあるのであれば答弁をお願いしたい。

●二回目の市長答弁

まず、都市計画マスタープランにおける「都市基盤」の表現についてであるが、都市基盤整備の方針として、特に交通体系の整備方針は幹線道路網の整備、生活道路網の整備、道路空間の整備を促進していく考え方を示す予定である。

本来、道路の持つ機能としては交通の円滑化が主な役割であるが、広域幹線道路と地域幹線道路が結ばれることにより、街づくりに大きな役割を果たすものと考えている。

次に、具体的な整備内容についてであるが、都市計画マスタープランの今回の見直しの目的としては、都市を取り巻く環境の変化に対応し、効率的・効果的な都市整備を進めるための指針づくりであり、個々具体的な整備計画を策定するものではなく、基本的な方針

を定めるものであるもので御理解を賜りたい。

次に、今後の整備手法及び手続きについてであるが、この都市計画マスタープランの基本理念を具現化するために個別の整備計画を策定し、その後実施していきたいと考えている。

次に、中心商店街エリアの核となる新たな施設についてであるが、市営中央駐車場内に老人福祉センター機能や子どもから高齢者の交流の場、地域振興機能などを備えた施設の整備を考えている。

この施設は、下吉田地区の中心商店街エリアの中心地に整備するため、この施設を核として、賑わいのある中心商店街を形成していきたいと考えている。

こうしたことから、「街の駅」事業については、国の補助を受けて実施してきたところであるが、平成24年度をもって終了させていただく。

次に、本町通りの長期的な展望についてであるが、渡辺議員御発言の国道と市道の付け替えについては、非常に高いハードルがあるものと認識をしている。

また、地域住民や地元商店街の意向もあるので、慎重に対応しなければならぬものと考えている。

しかしながら、下吉田地区の中心商店街エリアの活性化においては本町通りが

大きな役割を果たすものであり、将来的な展望として、付け替えを実現することが出来るならば、様々なまちづくりの仕掛けとして活用することが可能になるほか、本町通りに人や物の流れを取り戻すための諸施策の推進が図られるものと考えている。

次に、意見を聞く機会の創設についてであるが、これまでに地域活性化に取り組んでいる方々やまちづくりに主体的に取り組んでいる方々と膝を交えながら意見交換ができる機会を創設していきたい。

次に、活性化策についてであるが、下吉田地区の中心商店街エリアには国道である本町通りを中心に商店街が形成され、少なからず個性溢れる店舗が点在する独特の佇まいを持っている。このような魅力的で個性溢れるこのエリアはソフト的な活性化施策も有効であることから、今後においては、慶應義塾連携事業を活用して下吉田地区の地域振興策を検討していく。

いずれにしても、下吉田地区の中心商店街エリアの活性化については、中長期的なまちづくりの考え方に基き、賑わいを創設することができるよう地域の方々に参画していただき、市民の皆様との協働による推進に努力していきたいと考えている。

●三回目の質問

都市計画マスタープランが都市基盤を整備するにあたり、基本的な方針を定めるものであることは理解できるが、私が申し上げた市西部地域新倉南線から北部上暮地方面及び北部スマートインターチェンジから富士見バイパスへのアクセスするトライアングルバイパスを含めて、都市計画マスタープランの理念に基づき、個別の整備計画をどのように具現化していくのか、現段階での考えをお伺いしたい。

●三回目の市長答弁

個別の整備計画の具現化については、まずは本市の都市基盤整備としての道路整備計画を策定していく。

市西部地域新倉南線から市北部地域、北部スマートインターチェンジから富士見バイパスへアクセスする構想路線については、本市の交通体系の円滑化・地域活性化に繋がるものと考えている。

いずれにしても、計画策定の中でこれらを踏まえ、優先的に整備する区間、整備手法、財源についての検討を行い、その後実施していきたいと考えている。

議案の処理結果（12月定例会）

議案番号	件 名	結 果	内 容
報告第17号	専決処分報告について(平成24年度富士吉田市一般会計補正予算第4号)	承認	歳入歳出にそれぞれ1,876万6千円を追加し、総額を186億8,052万円としたもの。歳入では、県支出金1,876万6千円を増額し、歳出では、衆議院議員選挙事業費1,866万6千円、衆議院議員選挙啓発事業費10万円を増額したもの。
議案第68号	組織機構の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	可決	組織機構改革の一環として、都市基盤部と上下水道部を統合するため、所要の改正を行うもの。
議案第69号	富士吉田市税条例の一部改正について	可決	「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律」の施行に伴い、富士吉田市行政手続条例の適用除外範囲を変更するため、所要の改正を行うもの。
議案第70号	富士吉田市国民健康保険税条例の一部改正について	可決	国民健康保険事業の健全な運営に資するため、国民健康保険税の税率等について、所要の改正を行うもの。
議案第71号	富士吉田市債権管理条例の制定について	可決	債権の管理等に関する一般的基準その他必要な事項を定めることにより、市の債権の管理等の適正を期するため、所要の規定を整備するもの。
議案第72号	富士吉田市営土地改良事業経費の賦課徴収に関する条例の一部改正について	可決	「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行による「土地改良法」の改正に伴い、参照する条項番号に移動が生じたことから、所要の改正を行うもの。
議案第73号	富士吉田市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の制定について	可決	「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定めるため、所要の規定を整備するもの。
議案第74号	富士吉田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	可決	「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行による「介護保険法」の改正に伴い、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めるため、所要の規定を整備するもの。
議案第75号	富士吉田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について	可決	「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行による「介護保険法」の改正に伴い、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるため、所要の規定を整備するもの。
議案第76号	富士吉田市立看護専門学校の設置及び管理に関する条例の一部改正について	可決	看護専門学校の学校施設のうち、屋内運動場を一般開放するため、所要の改正を行うもの。
議案第77号	富士吉田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について	可決	「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行による「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の改正に伴い、一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格を定めるため、所要の改正を行うもの。
議案第78号	富士吉田市都市公園条例の一部改正について	可決	「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行による「都市公園法」の改正に伴い、都市公園の配置及び規模に関する技術的基準等を定める等のため、所要の改正を行うもの。

議案番号	件 名	結 果	内 容
議案第79号	富士吉田市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について	可 決	「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行による「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の改正に伴い、移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定めるため、所要の規定を整備するもの。
議案第80号	富士吉田市公共下水道条例の一部改正について	可 決	「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行による「下水道法」の改正に伴い、公共下水道の構造の技術上の基準を定める等のため、所要の改正を行うもの。
議案第81号	富士吉田市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について	可 決	「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行による「公営住宅法」の改正に伴い、市営住宅等の整備基準及び入居者の資格について定める等のため、所要の改正を行うもの。
議案第82号	富士吉田市単独住宅の設置及び管理に関する条例の制定について	可 決	富士吉田市職員住宅を用途廃止し、単独住宅として活用を図るため、所要の規定を整備するもの。
議案第83号	富士吉田市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について	可 決	「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行による「水道法」の改正に伴い、布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術者の資格基準を定めるため、所要の規定を整備するもの。
議案第84号	財産の取得について	可 決	観光の振興及び登山者の安心安全の環境の向上を図るため、富士吉田市上吉田字鈴原下5603番地の建物を契約金額2,240万円で取得しようとするもの。
議案第85号	平成24年度富士吉田市一般会計補正予算(第5号)	可 決	歳入歳出にそれぞれ1億1,135万5千円を追加し、総額を187億9,187万5千円とするもの。歳入では、民生費国庫負担金3,490万円、前年度繰越金2,873万6千円、民生費県負担金1,745万円等を増額し、歳出では、障害者福祉費7,688万8千円、身体障害者福祉費2,500万円、企画費2,240万円等を増額し、一般職給、職員手当等の人件費732万9千円、他会計への繰出事業費846万7千円を減額するもの。
議案第86号	平成24年度富士吉田市下水道事業特別会計補正予算(第1号)	可 決	歳入歳出からそれぞれ736万7千円を減額し、総額を14億659万円とするもの。歳入では、一般会計繰入金736万7千円を減額、歳出では、一般職給、職員手当等の人件費736万7千円を減額するもの。
議案第87号	平成24年度富士吉田市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	可 決	歳入歳出からそれぞれ365万8千円を減額し、総額を60億7,820万9千円とするもの。歳入では、一般会計繰入金365万8千円を減額し、歳出では、一般職給、職員手当等の人件費365万8千円を減額するもの。
議案第88号	平成24年度富士吉田市介護保険特別会計補正予算(第1号)	可 決	歳入歳出にそれぞれ641万5千円を追加し、総額を34億5,247万6千円とするもの。歳入では、前年度繰越金521万3千円、一般会計繰入金120万2千円を増額し、歳出では、介護保険償還金事業費521万3千円、一般職給、職員手当等の人件費120万2千円を増額するもの。
議案第89号	平成24年度富士吉田市介護予防支援事業特別会計補正予算(第1号)	可 決	歳入歳出にそれぞれ231万2千円を追加し、総額を2,010万3千円とするもの。歳入では、一般会計繰入金231万2千円を増額し、歳出では、一般職給、職員手当等の人件費231万2千円を増額するもの。

議案番号	件 名	結 果	内 容
議案第90号	平成24年度富士吉田市看護専門学校特別会計補正予算(第1号)	可 決	歳入歳出からそれぞれ95万6千円を減額し、総額を1億7,046万5千円とするもの。歳入では、一般会計繰入金95万6千円を減額し、歳出では、一般職給、職員手当等の人件費95万6千円を減額するもの。
議案第91号	平成24年度富士吉田市立病院事業会計補正予算(第2号)	可 決	資本的収入及び支出につきまして、収入を735万円増額し、総額を2億2,997万7千円とし、支出を734万9千円増額し、総額を3億9,460万9千円とするもの。
議案第92号	富士吉田市手数料条例の一部改正について	可 決	都市の低炭素化の促進に関する法律の施行に伴い、低炭素建築物新築等計画の認定申請の手数料を定めるため、所要の改正を行うもの。
議案第93号	富士吉田市職員退職手当支給条例等の一部改正について	可 決	国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の施行に伴い、退職手当の額を段階的に引き下げるため、所要の改正を行うもの。
議案第94号	平成24年度富士吉田市一般会計補正予算(第6号)	可 決	歳入歳出にそれぞれ3,739万8千円を追加し、総額を188億2,927万3千円とするもの。歳入では、特定防衛施設周辺整備調整交付金3,739万8千円を増額し、歳出では、特定防衛施設周辺整備基金管理費3,739万8千円を増額するもの。
議案第95号	富士吉田市教育委員会委員の任命について	同 意	教育委員会委員に市川清氏(上暮地3丁目6番13号)を任命するもの。
議案第96号	富士吉田市固定資産評価審査委員会委員の選任について	同 意	固定資産評価審査委員会委員に萱沼幸男氏(松山2丁目11番19号)、杉田征夫氏(上暮地4丁目12番16号)、窪沢豊氏(下吉田5509番地の1)を選任するもの。
議案第97号	富士吉田市議会委員会条例の一部改正について	可 決	地方自治法の一部改正等により、委員の任期、選任、その他委員会に関する必要な事項は、条例で定めることとされたことに伴い、所要の改正を行うもの。
議案第98号	富士吉田市議会会議規則の一部改正について	可 決	地方自治法の一部改正等により、本会議においても、公聴会、参考人制度が認められるようになったことに伴い、所要の改正を行うもの。
議案第99号	富士吉田市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正について	可 決	地方自治法の一部改正により、「政務調査費」から「政務活動費」へその名称が改正され、充当の対象が「調査研究活動」から「調査研究その他の活動」へ拡大されたことに伴い、所要の改正を行うもの。
議案第100号	30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書について	可 決	次世代を担う子どもたちへのきめ細やかな教育を一層推進するため、30人以下学級の実現、義務教育費国庫負担制度の堅持及び国庫負担割合の増加、教育予算の拡充等について、国により施策を講じていただきますよう、富士吉田市議会として、意見書を提出するもの。

年4回/15,000部 市内全域配布!

ふじよしだ議会だより 企業広告大募集!

詳しくは、議会事務局までお問い合わせください。

富士吉田市役所 議会事務局

0555-22-0612(直通)